

第5回臨時町議会

令和3年第5回臨時町議会が、8月26日に開会され、令和3年度補正予算1件、専決処分2件の議案が原案どおり可決されました。

□一般会計の補正予算
歳入歳出の予算に1,956万円を追加し、予算の総額を52億1,159万3,000円としました。

□専決処分の承認

令和3年度一般会計補正予算の専決処分(2件)の承認を求めました。

□専決処分の報告

損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したことを報告しました。

第3回定例町議会

令和3年第3回定例町議会が、9月14日から16日まで開会され、補正予算など9件の議案が原案どおり可決されました。

□各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に4,713万1,000円を追加し、予算の総額を52億5,872万4,000円としました。

□条例の改正

訓子府町情報公開条例の一部改正について
訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

・訓子府町手数料徴収条例の一部改正について

部改正について
国民健康保険条例の一部改正について

□訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

□教育委員会委員の任命



荒沢 美幸氏

教育委員会委員1名が令和3年9月30日で任期満了になることに伴い、荒沢美幸氏の任命が同意されました。

□各会計決算の認定

令和2年度訓子府町一般会計歳入歳出決算、令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算など各会計決算等6件が決算審査特別委員会に付託されました。

【報告】

□令和2年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について

令和2年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、監査委員の審査意見を添えて町長が報告しました。

□監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

□出納検査結果報告

本年7月12日・8月10日・9月10日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状なもの」と認める」と報告がありました。

□意見書

・安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書
・コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める要望意見書
・消費税インボイス制度の実施中止を求める要望意見書
・林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

訓子府町の選挙人名簿 投票区別登録者数

(9月1日現在)

投票区	行政区	今回の有権者数(人)		
		男	女	計
1	東幸町	207	236	443
	西幸町	125	115	240
	東町	187	246	433
	元旭町	31	34	65
	旭町	89	101	190
	大町	45	55	100
	栄町	85	91	176
	若富町	87	98	185
	若葉町	88	79	167
	計	944	1,055	1,999
2	日出町	87	103	190
	穂波丘	101	138	239
	柏野	78	76	154
	日出谷	61	64	125
	大福	41	28	69
	福野	67	59	126
	計	435	468	903
3	西富	54	62	116
	北栄	43	51	94
	駒里	39	37	76
	生試	29	37	66
	弥農	12	7	19
	高園	58	59	117
	計	235	253	488
4	末広町	120	161	281
	実郷	48	41	89
	緑丘	33	31	64
	協成	15	15	30
	開盛	15	8	23
	常盤	8	7	15
	豊坂	27	27	54
清住	63	63	126	
計	329	353	682	
合計	1,943	2,129	4,072	

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

監査委員により令和2年度町の各会計決算審査などを実施

7月2日に町長から地方自治法及び地方公営企業法の規定による決算関係書類を訓子府町監査委員に提出し、次のとおり決算審査などが行われました。

令和2年度各会計決算審査

令和2年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道会計)について、8月3日から5日までの3日間にわたり決算審査が行われました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、決算その他関係諸表等の計数が正確であるかなどを主眼として、毎年実施されているものです。

【監査委員審査結果と意見(概要)】

令和2年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計(水道会計)の決算について内容を審査した結果、決算計数はいずれも正確に計上され、事務・事業も適期に執行され、予算の執行および財政運営は

適正であると認めます。

健全化判断比率から見て、財政状況は良いが、今後、国勢調査による人口減少に伴う普通交付税の減、さらには消防庁舎建設およびスポーツセンター、こども園外構などの借入金の償還も始まることから、さらに適正な行財政運営に当たられることを望みます。

「町財政健全化及び経営健全化の比率を審査」

令和2年度の「町財政健全化及び経営健全化の比率」について、訓子府町監査委員により8月3日に審査が行われました。

審査に当たっては、「健全化判断比率及び資金不足比率等」の算定基礎事項書類について、適正に作成されているかなどを主眼に、関係書類間の数値の突合などのほか、担当職員からの聞き取りにより行われました。

【監査委員審査結果】

令和2年度の「健全化判断比率」の各種数値については、

いずれも適正に把握・算出されていることを認めます。

今後とも各種事業、給付事業などの実施が継続されていくこととなりますので、一層財政運営に配慮し、健全化継続を望みます。

財政的援助団体の監査

地方自治法の規定に基づき、町から各団体に交付した補助金・交付金等が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査が監査委員により行われました。

補助金事務は適正に執行

本年度は、町が乳牛検定組合に補助している「乳牛検定事業推進費補助金」を対象に関係書類を提出するとともに担当職員からの聞き取りにより、8月4日に補助金事務の執行状況の監査が行われました。

【監査委員監査の結果】

補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

令和2年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

財政健全化の比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	—	15.0%
② 連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③ 実質公債費比率	6.2%	6.2%	6.2%	25.0%
④ 将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率				経営健全化基準
① 下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
② 水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」の表示は、赤字などが無いことを示しています。すべての比率において各健全化基準を大きく下回っています。

※早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けられています。